

J R 東海労申第15号
2025年12月12日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

障害認定者に対する業績考課ランクに関する申し入れ

会社は2025年度上期の人事考課（業績考課ランク）を現場在籍各社員に伝えている。しかし、その中に障害認定されている社員も含まれている。このことは障害者基本法の趣旨に「社会的障壁の除去は必要かつ合理的配慮がされなければならない」と謳われている。このことから、障害認定されている社員に対する業績考課ランク付けは、障害者基本法の趣旨に反するものと考える。

従って、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 人事考課（業績考課ランク）制度を、組合に説明すること。また、組合に説明しなかった理由を明らかにすること。
2. 業績考課ランク付けに障害認定されている社員を含めた根拠を明らかにすること。
3. 業績考課ランク付けに際して、障害認定されている社員に対して、どのような配慮（合理的配慮）を行ったのか明らかにすること。
4. 「障害者基本法」や会社の「障がい者のための相談窓口」掲示にあるように、明らかに障害認定されている社員に対する業績考課ランク付けはあってはならないことである。したがって、業績考課ランク付けから障害認定されている社員を対象外とすること。

以上